

オンラインで出生届を提出できるようになります

これまで、お子さんが生まれた後に提出する出生届は、市役所の窓口か郵送のみの受付でした。この度、新しい選択肢として、戸籍上の本籍地が諏訪市で条件を満たす方は、オンラインで出生届を提出できるようになります。

マイナポータルの「手続きの検索・電子申請（通称：ぴったりサービス）」を利用して、出生届がオンラインで提出できます。住所地が諏訪市の方で、出生届に係る市役所等での各種手続き（児童手当申請・福祉医療費受給者証申請等）について、来庁前にオンラインで出生届を出せば、窓口の待ち時間が短縮されます。導入日時、提出条件は下記の通りです。

記

1. 導入日時 令和7年10月1日（水）から
2. オンライン出生届をするための条件（一部抜粋）
 - ①申請者が生まれた子の父か母であり、その戸籍上の本籍地が諏訪市であること。
 - ②申請者がマイナンバーカード（利用者証明用電子証明書及び署名用電子証明書が有効なもの）を保有していること。
 - ③医師等が作成した出生証明書を取得し、その画像データを保存していること（出生証明書が画角に収まり、文字が分かる程度に画像が鮮明であること）
 - ④生まれた子の出生地が日本国内であること
 - ⑤子の名に使用する漢字がマイナポータルにおいて使用可能な漢字であること



〒392-8511 長野県諏訪市高島 1-22-30
長野県 諏訪市 市民環境部
市民課 市民係
（担当）小松
電 話 0266-52-4141（内線 111）
FAX 0266-57-0660（代表）
メール shimin@city.suwa.lg.jp

オンライン出生届概要等について

1. 制度概要・導入目的

マイナポータルで提供されている「手続きの検索・電子申請（通称：ぴったりサービス）」を利用して、オンラインで出生届が提出できるようになったもの。これまで出生届提出は窓口か郵送のみの受付だったが、新たな選択肢としてオンライン提出を可能とすることで、申請者の利便性向上、窓口での待ち時間短縮を目的として導入する。

2. Q&A

・手続きはいつでもできるの？

→マイナポータルにアクセスできれば24時間提出可能。

・先日広告入り出生届が導入されたが、導入した意味が無くなるのではないか？

→広告入り出生届については自身の記念として手元に残しておいてもらうことを想定している。なおオンライン出生届導入先行自治体へ調査した所、オンラインでの提出率は1割前後とのこと。紙媒体での提出ニーズは今後残ると考えられる。

・導入にあたり費用はかかるのか？

→既存システムを活用するため、導入にあたり費用はかからない。

・出生届に関する各種手続きはオンラインで可能か？

→児童手当申請・福祉医療費受給者証申請等、市役所で手続きが必要なものはオンライン出生届出後に原則来庁して手続きが必要。

・オンライン出生届の条件はどのように決められた？

→法務省通知で指定されており、それに準拠するものとなる。

・全国（長野県内）で導入している自治体はどの程度あるか？

→全国25自治体（令和7年9月8日時点）、長野県内では導入自治体無し。10月1日導入開始では県内初の導入となる見込み。

・住所が諏訪市外の方も提出できるのか？

→戸籍上の本籍地が諏訪市であれば、オンライン提出は可能。自治体窓口での手続きについては、後日住所地の自治体へ来庁してもらう必要がある。